

クリアソン新宿 ランニングスクール会員規約 R8.4.10時点

第1条(会員の定義)

本会則に同意され、入会手続き及び「審査が完了し、入会完了メールが届いた方を会員とします。

第2条(目的)

本スクールは、かけっこを始めとする運動の楽しさや面白さを体験させ、自らが「目標を決めて練習するなど」、学び「方を学ばせることを一義的な目的とします。

第3条(入会資格)

本スクールの入会資格は、次のとおりとし、本スクールに入会いただける方とは、これら全てを満たす方とします。

1. 小学1年生～6年生の児童。
2. 本規約に同意していただいた方

第4条(入会手続き)

1. 本スクールに入会しようとするときは、所定の申込方法により入会手続きを行っていたいただきます。
2. 前項に定める入会申込手続きを行っていた場合であっても、スクールが別途定める審査手続きにおいて入会が認められない場合もありますので「予めご了承ください。

第5条(個人情報保護)

本スクールは、スクールの保有する会員の個人情報を、スクールが別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。

第6条(諸費用)

1. 会費は別に定めます。
2. 会員は別に定める諸費用を納入期日までに、払い込むものとします。
3. 一旦納入いただいた諸費用は、法令の定めまたはクラブが認める理由がある場合を除き、返還できません。
4. 以下の場合、来期への繰越対応、返金対応を当スクール事務局と協議できます。
 - ①当スクール都合、または開催場所である学校都合により規定の回数が開催出来なかった場合
 - ②個別の事情で長期間連続で参加出来なくなった場合(休会扱い:怪我、病気、旅行など)
 - ③特別な事情での早期退会(引っ越し、家庭の事情、習い事の事情など)

第7条(会員更新)

当スクールの会員更新は、会員による退会の意思表示がない場合は自動更新とします。ただし、自動更新しない場合は、期日までに、第8条に示す退会手続きを行わなければいけません。

第8条(退会・休会)

1. 会員は、退会を希望する場合、事務局にメールにて連絡を行うこととします。事務局からの手続き完了のメールをもって、退会完了となります。
2. やむを得ない場合(長期入院)を除いて、休会には対応できません。参加できなかった分は、規定のルールに従い、振替で対応することとします。

第9条(会員に対する除名処分)

次の各号に該当する場合、スクールは、その会員に対して警告あるいは本スクールから除名することとなります。

1. 諸費用の支払いが期日を一か月経過しても無かった場合。
2. 第3条の入会資格を喪失したとき。
3. 本スクールの会員規約に違反したとき。
4. 当スクール会員として、不適切と認められる行動などがあったとき。
5. 新宿区立富久小学校・花園小学校からその旨の依頼があったとき。

第10条(保険)

会員に指定のスポーツ保険(一年間有効)への加入を義務付けます。加入手続き、支払い等は当スクールが代行し、料金は会費から拠出することとします。

第11条(練習)

- 1.練習は、原則スケジュール通り行います。
- 2.1回の練習時間は60分とします。
- 3.天災等やインフルエンザなどにより学校が休校し、練習が行えない場合は、スクールも中止し、振替日を設けます。

第12条(SNS等)

本スクールでは twitter、Facebook、オフィシャルサイト等で、練習中の写真等を掲載することがあります。そのため、会員は写真等の掲載を許可しているものとします。また、会員自身も SNS等への写真掲載が許可されます。